

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	排水設備指定工事店の指定		
根拠法令及び条項	那覇市下水道条例 第11条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 那覇市下水道条例 第11条 那覇市排水設備指定工事店規程 第3条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市下水道条例

(指定工事店の指定)

第11条 指定工事店は、次に掲げる要件を備えている者のうちから管理者が指定する。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 沖縄県内に営業所があること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は第53条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 指定工事店が第17条の規定により指定を取り消された場合は、その日から2年を経過していること。
- (7) その他管理者が定める要件

○那覇市排水設備指定工事店規程

(指定工事店の指定の要件)

第3条 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次に掲げる要件を備えていること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
 - イ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第53条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。
 - ウ 条例第17条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)又は役員であったものが、その日から2年を経過していること。
- (2) 条例第17条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主であった者が、新たに事業主又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けるときは、当該取り消しの日から2年を経過していること。